

厚生労働大臣
加藤勝信 殿



四 病 院 団 体 協 議 会
一般社団法人日本病院会
会長 相澤 孝 大
公益社団法人全日本病院協会
会長 猪口 雄二
一般社団法人日本医療法人協会
会長 加納 繁照
公益社団法人日本精神科病院協会
会長 山崎 學

10月以降の新型コロナ感染症対応に関する要望書

2023年5月8日の感染症法の類型の5類への変更後、全国の医療機関は医療提供体制の移行計画に基づき地域の新型コロナ感染症対応を行ってきた。しかし7月以降の地域における新型コロナ患者の増加局面では、多数の医療機関、高齢者施設内においてクラスターが発生し、一部の地域で救急医療のひっ迫が生じている。

新型コロナ感染症は、現在多くの地域で多数の患者が発生しており、医療機関は通常医療との両立を図りながら地域医療を支えるため懸命に努力している。しかし、急激な感染拡大局面において対応していくためには、継続的な医療機関への支援策が必要である。そのため以下を要望する。

記

1. 新型コロナ患者の入院受け入れに対する評価の充実

今後、確保病床以外における新型コロナ患者の受け入れをより進める必要がある。しかし新型コロナウイルスは感染伝播力が非常に強く、通常の感染症対応と大きく違う感染対策を医療機関は継続していく必要があり医療機関の負担は大きい。

医療機関が、新型コロナ患者の入院受け入れに後ろ向きにならないよう、適切な診療報酬の設定、または受け入れ患者数に応じた補助金の支給など、新型コロナ患者の入院受け入れに対しての評価を充実していただきたい。

2. 地域における新型コロナ感染症対応病床確保

現在、新型コロナ患者の通常診療内での対応への移行を目指し、従前の重点医療機関の確保病床での患者受け入れから、より幅広い医療機関において新型コロナ患者の受け入れを行うことが求められている。

しかし、新たな医療機関での受け入れが順調に進んでいない地域も多く、確保病床が大幅に削減された場合、特に感染の拡大期において地域の新型コロナ患者の受け入れに支障をきたすことは自明の理である。地域の医療機関の受け入れ状況を把握し、適切な新型コロナ感染症対応が継続できるよう病床を確保いただきたい。また、中等症から重症の新型コロナ患者を受け入れる体制をとる病院へ紹介するシステムを構築していただきたい。

3. クラスターが発生した医療機関への救済策の継続

第9波において多数の医療機関で院内クラスターが発生し、当該病棟への一時的な入院受け入れ停止などの対応により医療機関の経営に大きな影響が生じている。

新型コロナウイルスの強い感染伝播力を考えた場合、感染拡大期においては医療機関内のクラスターの発生は避けられない。クラスターが発生した医療機関に対する救済策を継続いただきたい。また、その際の検査を行政検査ではなく、おこなった検査費用を公的に支援するよう配慮いただきたい。

4. 診療報酬上の臨時的な取り扱いの継続

2023年夏の第9波の感染拡大に伴い、多数の病院において多くの医療従事者の感染が発生している。その際、診療報酬上の人員配置基準や診療実績の基準に関して新型コロナ感染症対応の継続をしながらでは要件を満たすことが一時的に困難となった事例も発生した。

新型コロナ感染症は、流行の波を繰り返すことが想定され、冬の流行期にも適切に医療機関が新型コロナ患者の受け入れを継続するためには、診療報酬上の人員配置の基準、および診療実績の基準に関しての臨時的な取り扱いを継続いただきたい。

以上